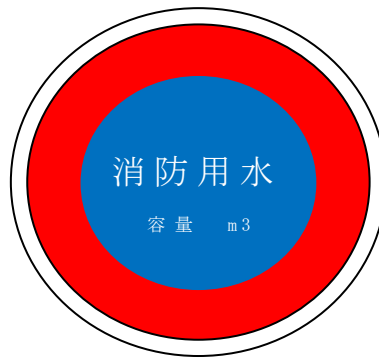


第 4 節 消防用水

第 1 政令第 27 条第 3 項第 4 号の規定により「消防ポンプ自動車は 2m 以内に接近することができるように設けること。」とされているが、歩道等により、やむを得ず吸管投入孔から消防ポンプ自動車が停車する道路までの距離が 2m を超える場合は、消防ポンプ自動車の吸管の長さを勘案し、所要水量の全てを有効に吸い上げられる場合は、政令第 32 条の規定を適用して、消防ポンプ自動車が停車する位置から 2m を超える場所に吸管投入孔を設けることができる。

第 2 消防用水を設けた場所の付近の見やすい位置に下記図の例により標識を設置することとし、消防用水の表示とともに当該消防用水の容量を併記すること(第 4-2-1 図参照)。

また、消防用水と防火水槽の水源を同一の水槽で貯水する場合は、消防用水の表示を消防水利とし、標識の裏面にそれぞれの水量を表示すること。



第 4-2-1 図

第 3 採水口には、採水口又は消防用水採水口と表示すること。

第 4 水槽には、直接吸管を投入できる直径 60cm の吸管投入孔を設けること。ただし、吸管投入孔を設けない場合は採水口及び点検口を設けること。

第 5 採水口

- 1 採水口には、採水口又は消防用水採水口と表示すること。
- 2 採水口は、地盤面からの高さが 0.5m 以上 1 m 以下の位置に設けること。
- 3 採水口は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号）に規定される呼称 75 のめねじに適合する単口とすること。
- 4 採水口に接続する配管は、管の呼び径が 100 A 以上のものとする。